

むらかみ

# 市議会だより



第20号  
(臨時号)

平成24年10月15日発行

## 政務調査費について意見を募集します

現在村上市議会では、政務調査費の運用などのあり方について、その交付額および交付対象など具体的な内容について、議長の諮問に基づき検討を行っています。

これまでに、改正後の条例に基づく政務調査費について、議員個々のアンケート調査を行い、このたび各会派のアンケート調査を終えたところです。

今後、政務調査費のあり方について検討を進めるに当たり、各会派の政務調査費に関する考え方などを公開し、市民の皆様幅広くご意見を募集し、今後の検討作業に反映させたいと考えています。

皆様の率直なご意見を多数お寄せくださるようお願いいたします。

### ■ご意見の募集期間

平成24年10月15日(月)から平成24年11月15日(木)まで

### ■ご意見の提出方法

ご意見を提出される場合の様式は任意ですが、ご意見を提出される方のお名前、年齢およびご住所をご記入のうえ、次のいずれかの方法により提出されるようお願いします。

- ・ **郵送の場合**：〒958-8501  
新潟県村上市三之町1番1号  
村上市議会事務局 あて
- ・ **FAXの場合**：0254-53-3219 あて
- ・ **メールの場合**：gikai@city.murakami.lg.jp
- ・ **ホームページから場合入力する場合(専用フォーム)**：  
[http://www.city.murakami.lg.jp/gikai/gikai\\_seimu\\_iken.jsp](http://www.city.murakami.lg.jp/gikai/gikai_seimu_iken.jsp)

※ホームページでは次の参考資料が確認できます。

- ・ 村上市議会の政務調査費の交付額および交付対象などの考え方
- ・ 県内20市の状況
- ・ 村上市議会政務調査費の交付に関する条例(平成24年4月1日施行)
- ・ 村上市議会政務調査費の交付に関する規則(平成24年4月1日施行)
- ・ 政務調査費運用マニュアル(平成24年4月版)

### 意見書の例

政務調査費に関する意見書			
(ご意見をご記入ください)			
お名前		年齢	歳
ご住所	都道府県	市区町村	番 号 番地

※募集期間/平成24年10月15日から平成24年11月15日まで  
※提出方法/郵送・FAX・メール・HPフォーム入力のいずれかの方法により提出してください。  
・提出先: 〒958-8501新潟県村上市三之町1番1号  
村上市議会事務局  
・FAX: 0254-53-3219  
・メール: gikai@city.murakami.lg.jp  
※問い合わせ/村上市議会事務局(TEL0254-53-3219)

# 政務調査費とはどのような制度？

平成12年5月に地方自治法の一部改正が行われ、地方議会の活性化を図り、その審議能力を強化していくことを目的に、地方議会の議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、地方議会における会派、議員に対し調査研究のための必要な経費の一部として、条例により政務調査費を交付できる制度が作られたものです。

## 村上市議会の政務調査費の交付額および交付対象などの考え方

No	項 目	考 え 方 の 根 拠
1	政務調査費の交付を受けることができる対象は？	会派に対する政務調査費と議員に対する政務調査費の2通りの交付を受けることができます。これは、理念を共有する2人以上で組織した会派が、会派の理念に基づき活動するための経費に政務調査費を充当することができる仕組みと、議員個人が独自に政務調査を行う場合の政務調査費を区分して交付することが、より議会活動を活性化させ、審議能力の強化が図られることになるという判断に基づくものです。
2	政務調査費の交付金額はいくらですか？	会派に所属する議員1人当たり年額90,000円を会派に、議員には年額150,000円をそれぞれの申請に基づき交付します。 例えば、3名で構成する会派の場合、所属議員1人当たりの年額の政務調査費90,000円に人数3名を乗じて、総額270,000円を年額として会派に交付されることとなります。
3	会派に所属する議員1人当たり年額90,000円の積算根拠は？	政務調査活動は多岐に渡ると考えられますが、中でも特に市政との関連性があり必要な調査研究経費として、会派の調査旅費および市民に対する広報活動の経費を積算の根拠としています。 会派で発行する広報については、これまでの実績から広報作成費と新聞折り込み料で50,000円から300,000円程度を要します。これを会派に所属する議員1人当たりに換算すると、50,000円程度となります。 また、会派で行政視察等の出張（2泊3日）を行った場合の実績から、調査旅費を会派に所属する議員1人当たりに換算すると、60,000円程度となります。 この2つの経費を合計すると110,000円となりますが、90,000円を会派に所属する議員1人当たりの年額の政務調査費の額と決めました。
4	議員の年額150,000円の積算根拠は？	議員の政務調査活動のうち、特に市政推進のため議会活性化と審議能力の向上を図り、議員の活動基盤の強化を図るための経費として、議員の研究研修費、資料作成費、資料購入費などの経費を積算の根拠としています。 議員を対象とした研究会や研修会は、全国市議会議長会や日本経営協会など各種研究機関が実施しており、年間を通じて公開される研修計画（2泊3日程度で企画）に基づき、議員個人がそれぞれの目的に応じて研修会に参加している実績があります。 この研修会への参加実績に基づく経費を平均すると、1回当たり出張旅費で51,000円、研修負担金で18,000円程度となります。 このほか、日常の政務調査活動のため資料を作成する場合の印刷代やコピー料などの事務費については、1月当たり1,000円程度とし年間で12,000円程度と積算しています。 また、新潟日報や地元新聞、全国紙等の新聞購読料については、2紙目から政務調査費の資料購入費の交付対象とし、1紙当たり年間12,000円程度となることから、5紙購読している場合は年間で48,000円程度と積算しています。 これらの経費を合計すると267,000円となりますが、150,000円を議員の年額の政務調査費の額と決めました。
5	政務調査費は、議員が行う活動のすべての経費に充てることができるのですか？	政務調査費は、議員が行う活動にともなって発生する経費すべてに充てることはできません。政務調査費の使途基準は、条例および規則で細かく決められていますし、その運用については、議会で定めた「政務調査費運用マニュアル」で運用の指針、会計処理の方法などを詳細に定めています。 例えば、会派や議員が市政の推進のため実施する研究会や研修会を開催したり、他の団体が開催する研究会や研修会に参加する際の旅費や負担金（食事代などは対象外）、また、会派や議員がその取り組みを市民に報告し、PRするために広報紙を発行する経費やこれらの活動に伴い必要となる資料作成・資料収集のための経費や郵便料・宅配料・事務用品購入費などは全て政務調査費の交付対象となります。 これに対して、政党活動、後援会活動、選挙運動などの経費や市および公共的団体または、その他の団体が開催する行事や懇談会へ出席するための経費、慶弔、見舞金などの冠婚葬祭などの経費、議員の資産形成につながる経費や私的な活動に要する経費などについては、全て政務調査費の対象とはなりません。
6	交付された政務調査費の実績はどのように報告されるのですか？	毎年度末で会計処理を行い、その年度に支出された政務調査費については、使途基準に定める支出項目ごとに支出伝票にまとめ、受領書を添付し議長を経由して市長に実績報告書が提出されます。 提出された実績報告書は、議長を経由する際にあらかじめ議会で支出内容が適正であるかどうかについて審査され、交付対象外の支出があった場合については政務調査費の対象経費から除かれます。 こうして作成された実績報告に基づき、年度初めに交付した政務調査費の額と実績報告の政務調査費の額に差が生じた場合は、その差額が交付された政務調査費の額を下回ったときは、その額を返還することになります。 なお、差額が交付した政務調査費を上回った場合でも、申請額を超えて交付することはありません。

## ■ 政務調査費に関する会派の意見（平成24年9月24日現在）

No	会派名	1. 政務調査費の交付対象と金額について			2. その他、政務調査費の今後の調査方法等に対する意見、要望
		交付対象	交付金額	その理由	
1	鷲ヶ巣会	会派および議員	会派90,000円 議員60,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派に対して 議員1人あたり年間6万円を政務調査費として利用してまいりました。 この4年間を振り返ってみると、会派の会報、年1回発行、研修、視察をするのが精一杯でした。 今回、会派の計画を立案するにあたり9万円でも不足であると感じました。</li> <li>・議員に対して 新生村上市となったとき、会派に議員一人あたり6万円の政務調査費で活動してきた。議員個人についても6万円から始めたかどうか。</li> </ul>	
2	市民クラブ	会派	会派90,000円 (60,000円)	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本市議会は、旧村上市議会での政務調査費の交付対象および交付金額を踏襲して行ってきたおり、この件のスタート時点から交付対象を変更する確認が全議員でなされていないことから、23年度までの交付対象を基本的に変更する理由が議論されていない。</li> <li>(2) 先例としている旧村上市議会でも「会派所属なし議員」に対しては、会派を対象とすることから政務調査費の交付はされていなかった。現議員に「会派所属なし議員」が多数いることを理由に検討の対象とすることは、先例を否定することになる。</li> <li>(3) 市民理解から現条例の「両者への交付」および「交付金額」には、納得を得る説明がなされていないため、交付金額については、一旦旧条例に戻す必要があると考える。</li> <li>(4) しかしながら、議員個人に対する調査研究などの高揚のための対応として、会派が認める個人・グループの調査研究などへの会派からの支出を考え、1人年額30,000円の増額を考えたい。この対応が確認されない場合は、【交付金額】の（ ）内の旧条例の交付金額のままとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 政務調査費が補助金であることから、交付金額の支出・使途に関しては、議会内でも責任のあるチェック体制を確立して、情報公開に耐えうる監査的機能を備える必要を感じる。</li> <li>(2) 交付対象・交付金額の決定によって生ずる「使途基準」の見直しが当然必要になり、もっと細部・詳細にわたる検討が必要と考える。</li> <li>(3) 市民にも大きな関心が持たれ、「議長見解」も出されたことから、議事運営を主な任務とする議会運営委員会での検討協議に任せることなく、短期間であっても「特別委員会」あるいは「議長の特別諮問委員会（あるいは部会）」を議会内部に（会派代表を中心にした）組織を設けることも対外的に検討協議に姿勢を示すためにも一策ではないかと考える。</li> <li>(4) 一部に、第三者機関（市報酬等審査会など）への検討委託の意見もあるが、議会としての検討能力の喪失とも見られ、安易に考えることは議会としては要注意事項と考える。</li> </ol>
3	清流会		決定額	<p>正規のルールで決定、しかも審議、提案と苦勞された議会運営委員会では、全会一致で決定された事であり、政務調査費が選挙の争点となった事は、誠に遺憾である。 政務調査費が本来の目的を果たすよう議論を進め、経年を経過したのち問題があれば改正すべきと思う。</p>	<p>今後、議会運営委員会を中心に議論されていくと思うが、様々な議論の中で全議員が一致するには大変な状況であると思う。 市民の皆様がというような声が多々あったように思うが、そのようなことであれば第三者機関（報酬審査会等）に委ねて決定していただくのも一つの方法と思う。 決定したことには0円でも私共は従う。</p>
4	日本共産党	議員	議員60,000円	<p>いったん交付金額を元に戻すべきと考える。 市民から選挙で選ばれるのは、議員個人である。会派に入らなくとも、議員はみな同じ権利であるべき。</p>	<p>市民から批判をうけたのは、市民の声を聞くこともなく、議員発議で決めたからである。 この事を重く受けとめ、議会としてひとつの方向を出してから市民の意見を聞くのではなく、何らかの第三者機関で審議される仕組みにすべきである。 市民に開かれた議会、議会基本条例の精神がどう生かされ、実践されるのか議会がまさにためされようとしているのである。</p>
5	市政クラブ	議員	議員120,000円 (1月1万円)	<p>会派のみまたは、議員個人と会派両方に支給したとしても、会派に所属する議員と無会派の議員に対する政務調査費の支給額に不平等が生じてしまうので、議員個人のみとして、政務調査費の支出はあくまでも議員間の平等を保つべきである。 会派の経費は、各議員の持ち出しでまかなうべきである。</p>	<p>条例改正はあくまで全会一致とするべきで、一致を見ないうちは今年度中に結果が出ないときは、結果が出るまで持ち越すべきである。 全会一致を導き出すために、区長会の代表者等の見識者のご意見を頂戴しながら、議員間の意見の差を詰めていくべきである。</p>
6	高志会	会派および議員	決定額	<p>会派制を施行する中で、活発な活動を促す。 議員個人の資質を高めるための資料収集や研修に資する。 そのために必要な活動経費を算出し、平均的數字を割り出してはどうか。</p>	<p>今後、政務活動費に変わるが、年間を通じて政務活動に当たる事業が何であるかを、議員皆が同じ理解をする必要がある。 併せて、市民へ政務活動および政務活動費について説明を行う。議会だより、ホームページ等で知らせる。同時に市民からの意見、要望を受ける。 議員各自が議員活動、政治活動に責任を持っているのか、疑問でならない。</p>

※「交付金額」中、会派の交付金額は、会派所属議員1人当たりの金額です。

※ 無会派の議員（板垣千代子議員、齋藤信一郎議員、姫路敏議員、長谷川孝議員）のアンケートについては記載していません。

# 平成24年度政務調査費の交付状況

## ■ 会派の政務調査費

(所属する議員1人当たり90,000円) [単位：円]

会 派 名	交付決定額
鷲ヶ巣会 (8名)	660,000
市民クラブ (4名)	330,000
清流会 (4名)	330,000
日本共産党 (2名)	-
市政クラブ (2名)	165,000
高志会 (2名)	165,000
合 計	1,650,000

## ■ 議員の政務調査費 (1人当たり150,000円)

[単位：円]

議 員 名	交付決定額
渡 辺 昌	137,500
尾 形 修 平	137,500
板 垣 千代子	137,500
鈴 木 いせ子	-
本 間 清 人	-
川 村 敏 晴	137,500
富 樫 宇栄一	-
小 杉 和 也	-
齋 藤 信一郎	-
竹 内 喜代嗣	55,000
平 山 耕	137,500
川 崎 健 二	137,500
木 村 貞 雄	137,500

議 員 名	交付決定額
三 田 敏 秋	137,500
小 池 晃	-
姫 路 敏	55,000
長谷川 孝	-
滝 沢 武 司	-
小 林 重 平	137,500
佐 藤 重 陽	137,500
相 馬 工 イ	55,000
大 滝 国 吉	-
大 滝 久 志	137,500
山 田 勉	137,500
片 野 鉄 雄	-
板 垣 一 徳	137,500
合 計	1,952,500

### ● 会派の政務調査費について

・平成24年度は、市議会議員の一般選挙により5月からの11月分の交付申請となります。  
月額相当額7,500円×11月=82,500円

### ● 議員の政務調査費について

・平成24年度は、市議会議員の一般選挙により5月からの11月分の交付申請となります。  
月額相当額12,500円×11月=137,500円

※交付決定額の欄の「-」表記は、平成24年度の政務調査費の交付申請を行わなかった会派および議員です。

# 新潟県内20市の議員報酬および政務調査費の状況 (平成24年9月1日現在)

市 名	人 口 [単位：人]	議員定数	報酬月額 [単位：円]	交 付 対 象	交付額 (年額) [単位：円]	
					会派 (1人当たり)	議 員
新 潟 市	807,926	56	653,000	*1	*2	*2
長 岡 市	282,893	38	510,000	会 派 *3	720,000	-
三 条 市	103,547	26	369,000	会 派 *3	360,000	-
柏 崎 市	90,512	26	394,000	会 派 *3	480,000	-
新 発 田 市	102,398	27	396,000	会派および議員 *3	96,000	144,000
小 千 谷 市	38,669	16	303,000	議 員	-	96,000
加 茂 市	30,133	20	293,100	会 派 *3	60,000	-
十 日 町 市	59,051	30	300,000	会 派 *3	150,000	-
見 附 市	42,329	17	294,000	会 派 *3	50,000	-
燕 市	83,109	24	283,200	会 派 *3	12,000	-
糸 魚 川 市	47,322	26	282,000	会 派 *3	183,600	-
妙 高 市	35,666	18	283,000	議 員	-	180,000
五 泉 市	54,859	20	299,000	会 派 *3	150,000	-
上 越 市	203,897	32	438,800	会派および議員	300,000	300,000
阿 賀 野 市	45,555	22	266,000	会派または議員 *4	120,000	120,000
佐 渡 市	62,135	24	268,200	会派および議員 *5	120,000	120,000
魚 沼 市	40,449	24	292,000	会派または議員	60,000	60,000
南 魚 沼 市	60,914	26	299,400	会派および議員 *3	120,000	120,000
胎 内 市	31,509	18	250,000	会派または議員 *3 *5	120,000	120,000
村 上 市	66,561	26	273,000	会派および議員	90,000	150,000

\*1 「会派」または「会派および議員」の選択制。

\*2 「会派1,800,000円」または「会派360,000円および議員1人1,440,000円」(会派に属しない議員は1,440,000円)。

\*3 「会派」は、会派所属議員が1人の場合も含む。

\*4 議員に対する政務調査費は、当該議員が所属する会派が政務調査の交付を受けている場合は、受けることができない。

\*5 議員に対する政務調査費は、会派に所属しない議員を交付対象とする。